

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 25 日

各都道府県 { 女性支援事業主管課（室）
配偶者暴力相談支援センター主管課（室） } 御中

厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室
内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

DV・虐待等被害者への資格確認書の交付等に関する呼び掛け等について

平素より、女性支援施策並びに配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月から、マイナンバーカードを健康保険被保険者証（国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を含む。以下「健康保険証」という。）として利用できるようになるとともに、医療機関及び薬局の窓口で即時に医療保険の資格が確認できる「オンライン資格確認」が導入されております。DV・虐待等被害者（DVや虐待等の被害を受けるおそれがある者を含む。以下「被害者」という。）については、加害者が医療機関等やマイナポータルから被害者の情報を閲覧できないようにする必要がある場合、被害者本人等からの申請に基づき、医療保険者等において「不開示該当フラグ」及び「自己情報提供不可フラグ」によるオンライン資格確認関連情報の制御（以下「DVフラグ」という。）を設定することとされてきました。

今般、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行するに当たり、令和6年12月2日以降は、現行の健康保険証は新規で発行されなくなります。DVフラグのうち自己情報提供不可フラグが設定されると、マイナ保険証を利用した資格確認ができなくなるところ、当該フラグを設定している被害者においては、健康保険証の有効期限が切れるまで（最長で令和7年12月2日まで。以下同じ。）に、加入している医療保険者等から資格確認書の交付を受けていただく必要があります。

この資格確認書の交付は、医療保険者等が、申請によらず行うことになるものですが、女性相談支援センター及び配偶者暴力相談支援センター等の、被害者の相談を受け支援を行う行政機関の窓口においては、被害者が引き続き円滑に医療機関等の受診ができるよう、下記のとおり、被害者への呼び掛けや情報提供を行っていただくようお願いします。

本事務連絡の内容については、配偶者暴力相談支援センターの設置の有無にかかわらず、管内市区町村（政令市を含む。）の関係部局に対しても周知するようお願いします。また、被害者への支援等を行う管内の民間団体等に対しても、情報提供に努めていただくよう、あわせてお願いします。

なお、本件については、本日、厚生労働省保険局関係各課から都道府県保険主管課（部）等に対して別添の事務連絡が発出されています。

記

1. 令和6年12月1日以前に自己情報提供不可フラグを設定した被害者については、医療保険者等において、健康保険証の有効期限が切れるまでに、申請によらず、医療保険者等が把握している被害者の現住所に郵送する等により資格

確認書を交付することとしています。一方で、医療保険者等が把握している住所に資格確認書を郵送したとしても、被害者本人の手元に届かない場合等も想定されるところです。

このため、被害者の相談を受ける機会等を捉えて、上記の医療保険者等における対応について説明するとともに、被害者がまだ資格確認書の交付を受けていない場合には、現行の健康保険証の有効期限までに交付を受けられるよう、加入先の医療保険者等に連絡を取るよう呼び掛けるなど、適切に対応いただくようお願いします。

2. 令和6年12月2日以降に新たに自己情報提供不可フラグを設定する被害者については、基本的に、当該フラグを設定する際に、医療保険者等から被害者に対し、資格確認書の交付方法（郵送する場合は郵送先を含む。）を相談することとなります。被害者に対して、DVフラグの設定等について教示する場合などには、必要に応じて、このような医療保険者等による対応についても情報提供をお願いします。
3. 上記1. 及び2. の対応に当たっては、別添のリーフレット（厚生労働省保険局作成）を御活用ください。

DV・虐待等被害者への資格確認書の交付等について

- DV等の被害を受けており、マイナ保険証を利用できない方に対しては、お手元の保険証の有効期限が切れるまでに(令和7年12月2日までの間に)、ご自身が加入している保険者から、交付申請手続なしで資格確認書を交付します。
- ただし、以下の場合など、お手元に資格確認書が届かないこともありますので、お困りの際は、加入先の保険者にご連絡ください。
 - ・ 保険者が、加害者の居住地に郵送してしまうおそれがあると判断した場合
 - ・ 被害者の方が、保険者に届出している住所に現在居住していない場合

Q. DV被害等を受けている場合は、マイナ保険証は使用できないのですか？

- A. ・ マイナ保険証の利用登録を行っていても、加入先の保険者への申請により、DVフラグ※のうち自己情報提供不可フラグが設定されている場合は、マイナ保険証の利用ができなくなります。
- ・ この場合、保険者から、令和6年12月2日以降、お手元の保険証の有効期限が切れるまでに(令和7年12月2日までの間に)、申請によらず資格確認書を交付します。
- ・ なお、資格確認書が交付されるまでの間は、引き続きお手元の保険証をお使いいただくことができます。

Q. 資格確認書の交付申請手続は不要ということですか？

- A. ・ 資格確認書の交付申請手続は不要ですが、令和6年12月2日以降、新たに自己情報提供不可フラグの設定を保険者に申請される方は、その際に、資格確認書の受取方法について、保険者と相談してください。
- ・ 既に自己情報提供不可フラグが設定されている方やマイナ保険証の利用登録をしていない方で、お手元に資格確認書が届いておらず、保険証の有効期限が近づいている方は、加入先の保険者にお問い合わせください。

(※)DVフラグは2種類あり、大きく以下の点が異なります。

自己情報提供不可フラグ	不開示該当フラグ
・ 医療機関でマイナ保険証の利用 <u>不可</u>	・ 医療機関でマイナ保険証の利用 <u>可</u>
・ 未登録の場合、マイナ保険証の利用登録 <u>不可</u>	・ 未登録の場合、マイナ保険証の利用登録 <u>可</u>

(参考)資格確認書のイメージ

○ 都道府県	有効期限 年 月 日
国民健康保険	発効期日 年 月 日
資格確認書	
記号	番号 (枝番)
氏名	性別
生年月日	年 月 日
適用開始年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
世帯主氏名	負担割合 割
住所	
保険者番号	
交付者名	印

※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。

※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している保険者からの情報をご確認ください。
ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 25 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

DV等被害者への資格確認書の交付等について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、オンライン資格確認の円滑な運用に当たっては、医療保険者等の皆様のこれまでの取組への御尽力に重ねて御礼申し上げます。

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は新規で発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとされたところ、マイナ保険証によるオンライン資格確認は医療DXの基盤であり、政府として、医療機関・薬局、医療保険者等、事業主など医療に関わる全ての機関・団体が一丸となってマイナ保険証の利用促進に取り組むこととしています。

DV等被害者（以下単に「被害者」という。）については、DV等加害者（以下単に「加害者」という。）に医療機関等やマイナポータルでご自身の情報を閲覧される可能性があることから、被害者本人等からの申請に基づき、各医療保険者等においてDVフラグ（自己情報提供不可フラグ、不開示該当フラグ）を設定いただいているところです。（詳細は、令和3年1月26日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療介護連携政策課等連名事務連絡「医療保険者等向け中間サーバー等における不開示該当フラグ・自己情報提供不可フラグによるオンライン資格確認等システム関連情報の制御および運用例の送付について」を参照ください。）

DVフラグのうち自己情報提供不可フラグを設定いただいた場合には、マイナ保険証を活用した資格確認ができなくなるところ、これは、資格確認書の職権交付の対象者として想定される「DV被害者などでマイナポータルや医療機関等で自己情報が閲覧できない設定をされている者」に該当します。そのため、令和6年12月2日以降、自己情報提供不可フラグを設定している被害者本人に対しては、健康保険証の有効期限が切れるまで（最大で令和7年12月2日まで。以下同じ。）に、申請によらず資格確認書を交付いただく必要がございます。医療保険者等におかれましては、下記の留意点を踏まえ、適切なお対応をお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

記

- 1 令和6年12月2日以降、被害者本人等から申請を受け、新たに自己情報提供不可フラグを設定する場合には、健康保険証の有効期限が切れるまでに、申請によらず資格確認書の交付を行うこと。その際、従前の健康保険証の交付時等の対応と同様に、被害者の置かれた生活状況に配慮し、資格確認書の交付方法（郵送する場合は郵送先を含む。以下同じ。）について被害者本人と相談すること。
 - 2 令和6年12月1日以前に自己情報提供不可フラグを設定している被害者については、健康保険証の有効期限が切れるまでに、申請によらず、医療保険者等が把握している住所に郵送する等により資格確認書を交付すること（※1）。市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、被害者本人の現住所等の確認にあたっては、必要に応じて市町村管内住基部局等ともよく連携をすること。

ただし、従前の健康保険証の交付時等の対応と同様に、医療保険者等においては、加害者の居住地に資格確認書を郵送することのないようにすること。この点や、医療保険者等が把握している住所に資格確認書を郵送したとしても被害者本人の手元に届かない場合があることを考慮し、別途自治体の女性支援事業主管課（室）・配偶者暴力相談支援センター主管課（室）宛に別添の事務連絡を発出し、女性相談支援員等から被害者に対し、加入している医療保険者等に連絡を取って資格確認書の交付を受けるよう呼びかけを実施していただく旨の依頼していることから、被害者本人や女性相談支援員等から医療保険者等に相談があった場合は、資格確認書の交付、DVフラグの設定や解除（※2）、新たな医療保険者等への連携等について適切に対応すること。
- ※1 この際、従前の健康保険証の交付時等の対応と同様に、必要に応じて、医療保険者等から予め被害者本人に連絡を取り、交付方法について相談していただく対応も考えられる。
- ※2 被害者からの申請に基づき、被害者がマイナンバーカード停止・再発行の手続をした場合は自己情報提供不可フラグを、DV等被害から完全に逃れた場合は不開示該当フラグを解除すること。なお、マイナ保険証の利用登録をしている方がDVフラグを解除した場合は、保険者の自主的な取組みとして、被害者本人にご説明いただいた上で、資格確認書の返還を求めていることは差し支えない。
- 3 自己情報提供不可フラグを設定した被害者が他の医療保険へ加入する場合（加害者の加入する健康保険を脱退し、避難先等の市町村で国民健康保険に加入するなど）には、自己情報提供不可フラグが自動的に引き継がれるわけではないこと、また、被害者は短期間のうちに各医療保険の加入・脱退を行う可能性があることに鑑み、被害者が加入する先の医療保険者等は、資格取得届の受付等の機会に、当該者が被害者であることを探知した際には、被害者本人に対して他の医療保険の加入・脱退状況を丁寧に確認し、DVフラグの設定、資格確認書の交付、資格

情報のお知らせの交付を適切に行うこと。被害者が元々加入していた医療保険者等においては、資格喪失届の受付等被害者と接触する機会がある場合には、被害者に対し、新たに加入する医療保険者等へ必要に応じてDVフラグの設定等の申請をするよう案内する等、適切に対応すること。

また、市町村国保においては、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）における年齢到達者の登録に際して医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）における現保険者が設定した自己情報提供不可フラグが維持されるよう、自己情報提供不可フラグが設定された75歳年齢到達見込みの被保険者（※3）の情報を庁内の後期高齢者医療担当に連携することが望ましいこと。このとき、市町村の後期高齢者医療担当又は広域連合においては、後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおいて年齢到達者の資格取得処理を実施次第速やかに、当該者について自己情報提供不可フラグを設定するよう努めること（※4）。

※3 情報連携の対象となる年齢到達見込みの者の抽出に当たっては、例えば、定期的に、74歳6か月前後の者の情報を抽出するといった方法が考えられるが、広域連合における年齢到達者処理のスケジュールも踏まえて、保険者間で相談すること。

※4 広域連合における年齢到達者の資格取得処理に際して、資格取得年月日が未来日の場合、自己情報提供不可フラグを設定せずに中間サーバーに加入者情報を連携すると、現保険者（市町村国保等）が設定しているフラグが解除されてしまうため、広域連合においてフラグを設定し直したうえで中間サーバーに連携する必要がある。

- 4 不開示該当フラグのみを設定している被害者について、資格確認書又は資格情報のお知らせを交付する際には、従前の健康保険証の交付時等の対応と同様に、加害者に被害者本人の勤務先や居住地、世帯状況、所得情報等が推測されることのないよう、被保険者記号・番号、負担割合、資格取得年月日、保険者名、変更後の氏名等の情報管理を徹底し、必要に応じて、交付方法についても被害者本人と相談の上決定すること。